

午後 3 時 25 分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、1 番鹿毛哲也議員の質問を許可します。1 番鹿毛哲也議員。

（1 番鹿毛哲也君登壇）

○1 番（鹿毛哲也君） こんにちは。本日最後の一般質問の許可を得ました、1 番鹿毛哲也でございます。傍聴席の皆様、お忙しい中、多数傍聴いただき、まことにありがとうございます。

本日は、宮入貝対策でつくられた溝渠について、それから朝倉市環境美化推進条例の改正についてを中心に一般質問を行いたいというふうに思っております。

執行部におかれましては、明確な答弁をよろしくお願いいたします。

以下、質問席より質問を続行させていただきます。

（1 番鹿毛哲也君降壇）

○議長（手嶋源五君） 1 番鹿毛哲也議員。

○1 番（鹿毛哲也君） それでは、通告書に従いまして質問をしていきたいというふうに思います。

まず、去年の12月議会で、この宮入貝対策でつくられた溝渠について質問をしたわけですが、現在までの進捗状況や該当水路の調査をするというふうなことでございましたので、その結果、どのようになっているのかをお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 農林課長。

○農林課長（末次和幸君） 前回、福岡県、該当事業の相談にお伺いしまして、水路の位置、それから延長、集落内に排水路として利用されてる箇所がございます、宮入貝に関しては。どのような事業に該当するか、具体的内容がわからないと事業の検討ができないというふうな回答をいただきましたので、馬田地区のほうに協力をいただきまして、水路の位置を図面に落としていただきました。それで水路の延長と断面などをうちのほうで調査をしまして、概算工事の算定を行っております。水路延長が約18キロになります。それと概算の工事費が約5億8,000万円。これは概算の概算ですので、まだ上下すると思います。それを持って福岡県の農林事務所のほうに御相談にお伺いしたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（手嶋源五君） 1 番鹿毛哲也議員。

○1 番（鹿毛哲也君） やっと距離と概算が出たわけですが、これはあくまで概算だろうというふうに思われますけれども、具体的に農林事務所あたりの調整はどのような補助事業でやっていくとか、何かそのようなのは打ち合わせはされてあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 農林課長。

○農林課長（末次和幸君） 現在、水路の補助事業に関しては、国の補助事業としまして、

農業水利施設保全対策事業、それと農村総合整備事業、それから県の補助事業としまして農村環境整備事業がございます。事業の実施要件に当たりましては、該当すれば改修を行うことができますが、事業が大きいために改修に向けては数年を要するというふうになると思っております。採択ができればですよ、まだ相談に行ってませんので、今から相談に行きますんで、どの事業が採択になるかは、まだはっきりはわかりません。

○議長（手嶋源五君） 1 番鹿毛哲也議員。

○1 番（鹿毛哲也君） 農林課長、現場を見られたならわかると思いますが、もう倒壊かけてる箇所もあるわけですね。そのような中で、どのようなスケジュールでやっていこうと考えておられるのか、そのあたりをちょっとお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 農林課長。

○農林課長（末次和幸君） まだ事業は、どの事業に乗るとか、そういうのがわかりませんので、どういう流れと言われてもちょっと難しいんですが、ちょっと国の補助事業に乗ったという考えで申しますと、事前調査をまずせんといかんで、その事前調査に関しまして1年、実施設計で1年、そして工事にかかると。採択ができたというところで、そういうふうな流れになると思います。

○議長（手嶋源五君） 1 番鹿毛哲也議員。

○1 番（鹿毛哲也君） そうすると、来年度の補助事業に乗ったら3年後にはできるちゅう、その3年後には工事にかかるということでもいいんでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 農林課長。

○農林課長（末次和幸君） 今から御相談に行きますので、来年度にはちょっと無理です。まだ事業に、どの事業でするかもはっきりわかりませんし、その事業に乗るかどうかもはっきりわかりませんから。また県のほうと相談をして、どの事業に乗るとか、この事業やったらできますよとか、そして負担金もかかりますので、土地改良のうちのほうの事業、農林課に関しましては必ず地元負担金がかかりますので、その負担金を納めていただくかどうかもはっきりわかりませんし、その分に関しまして、まだ御相談をすることがいっぱいありますから、来年度すぐに事業採択になるということはまず無理だということを思います。

○議長（手嶋源五君） 1 番鹿毛哲也議員。

○1 番（鹿毛哲也君） やはりこの溝渠は地元にも非常に関心を持ってることなんです。ですからやはりスピード感を持って早目に取り組んでいかないと、もし水路が倒壊したときには、管理責任は問われないんでしょうか、市は。

○議長（手嶋源五君） 農林商工部長。

○農林商工部長（熊谷鉄夫君） 管理責任ということなんですけれども、実際にこれが要は公共土木でできるもの、要は市道の側溝あたりであれば、明確に管理責任が発生すると思われま。しかし、農業用水路になりますと、基本は水利組合というのが水利権を持ち

ます。ここいらのところが、じゃあ明確に答えよと言われることになりますと、ちょっと弁護士あたりと法的な相談をしないと答えにくい部分がございますので御了承願いたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 1 番鹿毛哲也議員。

○1 番（鹿毛哲也君） ぜひとにかく 1 回行ってもらったらわかると思いますが、本当、壊れかけてるところがございます。危険な箇所だけでも早目に工事にかかっているというふうな対策をお願いしたいというふうに私は思っているところでございます。

そして、場所によっては工事の難しい箇所もございますが、工法的な検討はされてあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 農林課長。

○農林課長（末次和幸君） 工法検討というか、まだそこまではっきりしたことは言えませんが、水路に家が乗るととか、そういうのがあります。そういうところは水路を壊したら家のほうにも影響が出ますので、そういうところにつきましては、内側に例えばパイプ・イン・パイプというのがパイプの場合はございます。水路の場合もそういうふうな工法がございますので、そういうふうな工法でやっていくちゅう形もございます。

○議長（手嶋源五君） 1 番鹿毛哲也議員。

○1 番（鹿毛哲也君） ぜひ工法についてもよく検討されて、この 5 億 8,000 万円から少しでももし安くなるのであれば、そのようなのも踏まえて、また耐震とかも含めて、長寿命化の水路にしていいただきたいというふうに思っているところでございます。

それから、私が独自に筑前町からちょっと調べさせていただきました。私のところの馬田の高田地区内の集落内は、昭和 50 年度から平成 3 年度まで農村総合整備モデル事業に着手をしております。農村地域の道路、水路等の改良事業に取り組み、その中に宮入貝でつくられた水路等もやりかえを行っています。これは地元負担なしです。また、依井区等には町単独事業等で水路の改良工事を行っています。これも地元負担なしです。それから高田地区並びに依井地区等には、まだ宮入貝でつくった水路が残っております、残っております。そして高田地区については、今年度から多面的機能支払交付金にて順次改修を行っていくということです。ということは地元負担なしです。

筑前町の考え方ですが、何らかの事業により、結果として宮入貝対策、側溝を改修しているため、地元負担という考え方はありませんという回答でございました。筑前町と同じ対応をぜひお願いしたいのですが、副市長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 副市長。

○副市長（片山 潔君） 現時点で私ども、今、いろいろ調べておるのは、先ほど農林課長から申し上げたような制度、仕組みでございます。ほかの市町村でそういった地元負担なしというふうな事例があるようでございますけれども、私ども、もちろん今の事業に

限らず、幅広く検討はしてまいりたいと思っております。

それから、県のほうに申し入れをしておりますことは、1つは現在の事業の内容の拡充ができないかということ、それからもう1つは、やっぱり新規にこういった、これ、もともと宮入員対策というのは国策として行われたものでございますので、そういった新規の事業の立ち上げができないものかということもあわせて要望をしておるところでございます。

ただ、何分、先行き不透明でございますけれども、いろんな方法、できるだけ地元負担が軽くなるような、今、おっしゃったように、できればゼロというのが一番望ましいんだとは思いますが、そういった方策をいろいろ工夫、研究してまいりたいというふうに考えております。

○議長（手嶋源五君） 1 番鹿毛哲也議員。

○1 番（鹿毛哲也君） ぜひ県のほうにも早目に働きかけをしていただいて、その部分について、早く事が進みますようお願いをしたいというふうに思います。

そして、例えばですけど、工事を完了した後に登記とかをしないといけなくなるんだらうと思いますが、それはどこが主管で、どのように進めていくのかをお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 農林商工部長。

○農林商工部長（熊谷鉄夫君） 今の登記の分も、それからその前の筑前町の分についてもちょっとお話をさせていただきたいと思います。

筑前町が圃場整備で一定の水路改修を確かにいたしております。それから昨年度から農地・水、現在は多面的機能支払いと変わりましたが、今年度から名称が変わりましたが、これで取り組むということなんですけれども、自己負担とかという話は多面的機能にはございません。要は集落がここをやりたいと、昔の農地・水で、集落が草刈り、農地保全を進める、水路の保全管理も進める、こういうものとあわせて老朽化したものを長寿命化にあわせて改修していくというのが本筋でございます。ですから、自己負担とかというのは確かに国庫全額補助ですのでありますけれども、その折に手を挙げてもらって、農地・水をしてあるところは向上対策でも可能でございましたので、そういうものを、多分そこは計画をされたものだというふうに考えております。

それから、圃場整備の関係でございますけれども、三輪町が圃場整備をした平成の初めぐらいまでは圃場整備の補助率が非常に高うございました。恐らく自己負担はなかったと申しておりますが、一定の、1%か2%、恐らく当時の、記憶違いかもしれませんが、70から75ぐらいは国がつけておりました。県もその当時、残りの4分の1ぐらいの半分ぐらいをつけていただいております。それから市町村がつけてました。実際に二、三%ぐらいの地元負担なんですけれども、そこに町、自治体が進めようとするれば、追加で助成をしますもんですから、それはごくわずかな金額だったものというふうに考えます。

そういうことですので、自己負担があるとかないとかではなくて、たまたま農地・水は100%の補助事業であるということでございます。

それから底地の関係で登記でございますけれども、登記は農地・水でした場合は自治体の責任で登記をすることになっております。したがって、昨年度も何カ所か、農地・水の向上対策で朝倉市でしたものについては測量をかけてらせてもらっております。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 1 番鹿毛哲也議員。

○1 番（鹿毛哲也君） 説明わかったんですが、一応、筑前町の考え方は、宮入貝対策に対して地元負担はないというふうな考え方でございますので、ぜひそれに近い考え方を隣の朝倉市も持っていただきたいなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に入りたいというふうに思います。朝倉市環境美化推進条例の改正についてですが、空き地の現状をどのぐらい把握してあるのか、まずはお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 環境課長。

○環境課長（高木昌己君） 現状を御報告いたします。平成25年度でございますけれども、環境課で把握をしております、通報等によりまして把握をしました全体の件数としましては62件でございます。

その中で実際、私どものほうで対応させていただきまして、お願いをしまして、改善をしていただいたのが51件、それから対応はされなかったものが5件、それから土地の権利者がわからずに、所有者、それから管理者が不明の物件が6件というのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 1 番鹿毛哲也議員。

○1 番（鹿毛哲也君） 62件のうち51件は解決したということですが、この5件の未解決はどのような状態になってるのでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 環境課長。

○環境課長（高木昌己君） 現在、流れとしましては、通知を受けまして、現場を見に行きまして、その状況を見て、登記所で登記簿謄本等を取りまして所有者を見まして、それに基づきまして電話帳等で住所等を調べまして、それで通知を出すという状態で、この5件につきましては反応があっても実際に草刈り等がなされていないという物件でございます。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 1 番鹿毛哲也議員。

○1 番（鹿毛哲也君） そしたら6件の部分はどうなってるのでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 環境課長。

○環境課長（高木昌己君） これにつきましては、先ほど申しましたように、登記簿謄本

をとりまして所有者をまず調べるんですけれども、なかなか登記上の所有者が江戸時代生まれの方とかがございまして、相続がうまくいってない土地とか、こういうのが残ってるという状況がございます。

環境課としましては、できる限り、税情報等が使えませんので、この辺をどうしていくかというのは課題で残ってるんですけれども、地域の皆さんに以前の御家族の状態等を聞きまして、それに基づいてできるだけ調査を行っておりますけれども、なかなか今、まだ明確に所有者が、管理者が判定できてないのが6件ということで、ただ、このうち2件は、その相続権利があった方に接触ができていない物件もないことはございませんけれども、そのうち1件は相続放棄された方でしかわからなかったとこありますので、かなり所有者、管理者の作業が難しいところがあるのが実情でございます。

○議長（手嶋源五君） 1 番鹿毛哲也議員。

○1 番（鹿毛哲也君） 去年だけで62件あって、そのうち11件がわからないというふうなことでございますと、さかのぼると例えば10年ぐらいからずっと来ると、すごい件数があるんじゃないかと思われそうですがいかがでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 環境課長。

○環境課長（高木昌己君） 済みません、言葉足らずで。これは経年的に継続しているものも含めてでございますので、現状でこの数字ということで御理解いただきたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 1 番鹿毛哲也議員。

○1 番（鹿毛哲也君） そしたら、質問ちょっと変えますが、空き地の関連でございますけれども、荒廃農地も結構あるんじゃないかなろうかというふうに思われますが、現状どのぐらいあるのか、把握されてある部分で結構ですのでお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（岩切範宏君） 農地に関しまして、荒廃農地でございますが、私もが年に1回、利用状況調査というのをしております。ちなみにその調査は平成21年度から開始いたしまして、22年度が98ヘクタール、その翌年度が89ヘクタール、その24年度が88ヘクタールで、25年度におきましては92ヘクタールというデータになっております。

内訳といたしまして、農地法の定めにおきましてA分類、B分類という分け方をしております。A分類は再生が可能な農地、いわゆる草刈り等ですぐ再生できる農地がA分類です。B分類は非農地といいまして、かなり原野化したもので、もともと何かもうわからないという形が非農地ということでAとBと分けておりまして、去年、24年度、前年度あたりからB分類のほうが特にふえておりまして、25年度の92ヘクタールの内訳といたしましては、A分類が34ヘクタール、B分類が58ヘクタールという状況になっております。筆数にいたしましては981筆になっております。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 1 番鹿毛哲也議員。

○1 番（鹿毛哲也君） これも結構ふえつつあるというふうに思っておりますけれども、参考になるかどうかわかりませんが、京都府の宇治市というところは雑草基本台帳というのを整備しております、不良状態にある空き地として指導の対象になった土地について、指導、市委託、自己処理、除去完了等の日時が記載されることとなっております。住宅地図を利用した地図が附属されており、台帳上の対象空き地が地図上に記載される、これによって指導や除去等がスムーズに行われるように工夫されているし、地図を用いることによって不良状態の発生しやすい場所等を把握することも容易になっています。

朝倉市も今後、この問題がふえてくると思われるので、台帳整備も荒廃農地もあわせて必要ではなかろうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 環境課長。

○環境課長（高木昌己君） 環境課では台帳自体はつくっておりますけれども、朝倉市はファイリングを行っておりますので、1 件ずつの経年の経過、それから対応については記録は残しております。

今、議員おっしゃいます台帳については検討をしてみたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 1 番鹿毛哲也議員。

○1 番（鹿毛哲也君） ぜひ前向きに検討して分析をしてもらいたいなど、どのあたりが荒廃になってるのか、そのようなのも市として分析して知ったほうがいいというふうに思いますので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それから今後の対応についてでございますが、この近辺では小郡市が小郡市空き地の適正な管理に関する条例というのがございますけれども、その中で第7 条に、市長は、前条第1 項の規定による命令を受けた所有者等がこれを履行しない場合は、行政代執行法の定める手続に従い、みずから当該空き地等の管理不良状態の改善を行い、または第三者にこれを行わせ、その費用を当該所有者等から徴収することができるというふうに、1 歩も2 歩も踏み込んだ条例になっておりますけれども、ぜひ環境美化の条例もこれぐらい突っ込んだ条例をつくっていただければなと思いますけれども、市長、いかがお考えでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 確かに小郡市にはそういった条例があるようであります。しかし、その実態を見てみますと、実質的にこの条例にのっとって、なかなかできないというのが実態、これ鹿毛議員、御存じのはずであります。

ここにいわゆる経年で62 件あって、51 件は所有者の理解、その他で解決をしております。残り11 件について、5 件が所有者はわかってるけどなかなか対応してくれない、6 件がなかなか所有者がわからないという形で出ております。果たしてそういった条例をつくって、代執行でやったときに、本当に所有者で、自分でやっていただいた人、この人たちが、ほ

んなら俺もせんばいと、市にやってもらおうやということになるのは私は非常に恐れております、そういった人ばかりじゃないと思いますけど、皆さん、理解していただいてる。ただ単に、格好づけとは言いませんけども、形だけそういった条例をつくったとしても、本当にそれが、その条例が履行できていくという形でなければならないと。それが証拠に、県内でその条例つくってるのは、もう御存じのとおりです。もうあえて言いませんけれども。

ですから、私どもは私どもとして、やはり所有者に、基本的には第一義的な責任がある所有者に何とか協力いただくように努力をしていくということを基本とさせていただきたい。また周辺の住民の方等に御迷惑をかけておるという現実もありますんで、そこらあたりについては十分努力をさせていただきたいというふうに思ってます。

○議長（手嶋源五君） 1 番鹿毛哲也議員。

○1 番（鹿毛哲也君） 市長の言われたこともよくわかるんですけども、現状といたしまして、地権者の方に何回連絡しても、もしくは何回手紙を出しても、うてあってもくれず、結局、地元の区会長さんとか役員の方で草を刈ったりとかして危険を排除してるというふうなのがどんどんふえてるんですよ。ですからこの部分については、ぜひ条例にして実行できないのであれば、つくる必要はないというふうな考え方もあるかもしれませんが、私は逆に条例に入れとって、そしてなるべくやっていただけるように動かすのも大事じゃないかなと思うんですが、そのあたりもぜひ検討していただきたいなど。本当、区会長さんたち、苦勞して草を刈ってあります、それが現状ですがいかがでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 環境課長。

○環境課長（高木昌己君） 今後の対応の仕方ということでお答えさせていただきます。

現状、今ごろこんなことを言うとお叱りを受けるかもしれませんが、環境課としましては、先ほど申しましたように、所有権の確定がまず第一の関門でございまして、それを確定するというのがなかなか難しい部分がございしますので、最初は文書でもって、それらしき方に通知をさせていただいております。改正で言われております市の環境美化推進条例につきましては、立入調査、それから先ほど申しました文書等を使つての指導、勧告、それから、その勧告にも従わない場合は、期限を決めまして、定めて、必要な措置を講じていただくように命じることができると。またさらにこれでも従われない地権者、管理者については、その旨を公表すると、ここまで現条例でなっております。

お叱りを受けると申し上げましたのは、今、環境課が対応してるのは文書通知、電話等は行うこともございますけれども、その域を出ておりませんので、今後は近隣の市町村の状況も踏まえまして、もう少し条例に基づいた踏み込んだ対応をさせていただいて、要は市長も申し上げましたとおり、地権者、管理者の方が進んで管理をしていただくというのが目的でございますので、また雑草は年に何回も、刈っても生えますので、その辺が大事ではないかと思っておりますので、県外においても近い隣の県、東京とかにはちょっと無

理かもしれませんが、職員が出向きまして、実際、所有者、権利者の方と相談をさせていただくと、そういうふうなところまでちょっと検討を今後はして、対応をさせていただきたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 1 番鹿毛哲也議員。

○1 番（鹿毛哲也君） ぜひ、本当もう草はどんどんどん生えるんですよ、刈ってもまた。それで非常に大変で、地元の方たちが何でせないかんのかと。しかしやはり責任感がある方たちが、やっぱりちゃんとやってくれてるわけですよ。そして市外の方がほとんどだと思います、うてあいません、もう市外の方は、なかなかうてあってくれないという現状がございますので、ぜひもう少し地元がそこまでせんでいいような対策を考えていただきたいと、もうこれ答弁要りませんので、お願いをいたします。

それから、私は空き地だけではなくて、農地、空き家を1つの条例でやってるところもございますが、このあたり一本化して、もう農地でも空き家でもこの条例でやるというふうにはできないのか、お尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 都市計画課長。

○都市計画課長（日野浩幸君） 都市計画課より空き家条例に関して御説明申し上げます。

本市、朝倉市におきましては、空き家関係の命令だとか、指導やります基本となります建築条例の権限を有しておりません。その流れで平成25年度に、その権限を持ちます県の建築指導課を踏まえまして、また弁護士を入れまして、1年間、研究協議を行っております。その中で行政代執行については今回は条例化できないという決断を出してるところでございます。そういった流れもございまして、関連づけていくのは難しいものと判断をしております。

○議長（手嶋源五君） 1 番鹿毛哲也議員。

○1 番（鹿毛哲也君） なかなか難しいとのことですが、ぜひよその事例も研究されて、本当に朝倉市民にとってどうかの尺度で条例をいいものにつくっていただきたいというふうに思います。

それでは時間の関係でございますので、次の質問に移らせていただきます。

ふるさと納税について、過去数年の納税額と件数等がわかれば、ちょっと簡単に教えていただきたいんですが。

○議長（手嶋源五君） 行政経営課長。

○行政経営課長（井上宏一君） ふるさと応援寄附金ということで、朝倉市のほうに寄附をいただきました過去の実績につきまして御説明させていただきたいと思います。

朝倉市におきましては、20年度から取り組みをしております、20年度につきましては13万円、21年度につきましては32万円、22年度につきましては27万円、23年度、6万円、24年度、19万円、25年度、32万900円を寄附金としていただいております。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 1 番鹿毛哲也議員。

○1 番（鹿毛哲也君） やはり非常にすばらしい数字が出ております。片や6,000万円、何億円のところもあれば、朝倉市はこのような数字で、先ほどもお二人の議員さんから質問が出ておりましたけれども、じゃあ逆に聞きたいんですけど、ふやすための方策として考えた場合、私は財政上も絶対これは収入がふえるからいいことだと思っておりますが、財政担当課として、財政課長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 総務財政課長。

○総務財政課長（堀内善文君） 午前中からの議員のお話を聞きまして、朝倉市の寄附金額は確かに低いものだというふうに理解しておりまして、当然これは多いほうがいいことでございます。ふるさと寄附金の制度としましては、もともと地方から都心に出られた方が、自分が育ったところにお礼の意味といいますか、感謝の意味を込めて寄附をするという制度でございまして、地方がどうしても税収が少ないものですから、そういうものをこの寄附金で賄う制度が基本だと思っております。そういう形がいろいろな制度が拡大されて、自分が育ったところではなくても、自分がふるさとと思ってるところならどこでもいいという形でこの制度ができたと思っております。

午前中からの話を聞いておりますと、確かに朝倉市の収入額は非常に少ないようでございまして、これはやはり朝倉市のPRの仕方とか、どうしたら朝倉市を応援していただける人たちをふやしていくのかと、そういうのがやはりよそに比べて少ないのかなという考え方を持っております。例えば現在でしたら朝倉市においては、朝倉農業高校跡の開発をやったりとか、それから郷土館をつくったりしております。ですから、そういうことを全面的に出しまして、そういうことに賛同していただく市外の方から寄附金をいただくとか、また過去につくりました平塚川添遺跡とか、維持費が一般財源で非常にかかっておりますので、そういうときのこともまた発信することによって、いろんな寄附をお願いするとか、そういう形をしていくべきだろうと思っております。

○議長（手嶋源五君） 1 番鹿毛哲也議員。

○1 番（鹿毛哲也君） すばらしい答弁です。非常にわかってらっしゃるので、ぜひ税収を伸ばしていかないと、朝倉市もいろいろお金がかかってるんです、維持費等とか、それから大型事業、市長のほうも新庁舎の建てかえとか、また体育館とか、いろんな問題が出てきております。ぜひやはりそういう財源に充てれるように、ここをふやしていったきたいなと。

そして、あともう1つ、企業もふるさと納税ができるというふうになっておりますが、企業からの実績はありますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 行政経営課長。

○行政経営課長（井上宏一君） 朝倉市におきましては、個人からの寄附ということで

ざいます。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 1 番鹿毛哲也議員。

○1 番（鹿毛哲也君） 企業からのあれはないということですか。

○議長（手嶋源五君） 行政経営課長。

○行政経営課長（井上宏一君） ございません。

○議長（手嶋源五君） 1 番鹿毛哲也議員。

○1 番（鹿毛哲也君） ぜひそちらのほうも何らかの形でふやしていかれたほうが、私は朝倉市にとっていいんじゃないかなろうかと。朝倉市にとっていいことはぜひどんどんやっていくべきだというふうに思っております。

それから、午前中の市長の答弁で、ホームページの充実とかをやるというふうなことでございましたけれども、このふるさと納税のホームページ、私も見させていただきました。このページの例えばアクセス数とか、そのようなのは把握してあるんでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 行政経営課長。

○行政経営課長（井上宏一君） 現在におきましては把握をしておりません。

○議長（手嶋源五君） 1 番鹿毛哲也議員。

○1 番（鹿毛哲也君） 朝倉市はホームページをつくってるんですが、その分析がなかなかできていないような気がいたします。ぜひやはり人がどんどん見にくるようなホームページ、そしてアクセス数をつくっていくということも大事ですので、そのあたりもやっていただきたいというふうに思っております。

ふるさと納税にはメリットとデメリットがございます。やはりメリットは、自分の故郷以外でも好きな地域の自治体に寄附することができたり、確定申告をすると寄附した金額に近いものが還付されるというふうなことです。寄附した自治体からお礼状、感謝状、特産品が送付されてくる場合があるということになっておりますが、デメリットは、確定申告しないと税金の還付がないということ、ないために確定申告の手間がかかるということ、それから自治体に寄附した全額は還付されないというふうなことです。

しかしながら、最低でも2,000円は個人負担と、それ以外は控除になるというふうなことでございますが、その中でも先ほど8 番議員もちらっと言っておられましたけれども、これといった特徴のない町がふるさと納税6,000万円を集めた。これ北海道の東川町ですか、株主制度がございますけれども、複写式のピンクの婚姻届を作成して、それをわざわざ町外からこの町に出しに来るわけです。そのときに一口1,000円の株主になってもらうというふうなアイデアを出しております。そして1 万円以上にはお土産が送ってくるというふうな仕組みです。そして株主になった方はただで泊まれる宿泊施設を町が用意するというふうに、非常にアイデアを使って集めてるんですね。

朝倉市でもただ寄附すればいいというもんでなくて、もう少し何か全庁的に検討しな

がら、うまくアイデアを出して、知恵を絞ってこのような取り組みができないのか、お尋ねします。

○議長（手嶋源五君） 行政経営課長。

○行政経営課長（井上宏一君） 現在、ホームページのほうに、先ほど議員が言われますように掲示をさせていただいておりますけれども、ホームページだけではなくて、やはりいろんなところでの広報活動等を今後行っていきたいということで考えるところでございます。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 1 番鹿毛哲也議員。

○1 番（鹿毛哲也君） 特にホームページの充実については、いろんな問題について、私、一般質問でしてきてるところでございしますが、何ら前に進んでないような気がいたします。ぜひ、これはもういろんなのに使える有効な手段です、インターネット、ホームページというのは。ですから、どうしたら人が集まってくるのか、どうしたらアクセス数がふえるのか、そのあたりをもう少し真剣に検討していただきたいというふうに思っております。

それから、私は例えばふるさと納税課みたいなのを独立した課をつくって、もっと市をアピールしていく、そうすることによって市が活性化していく。それから、それをやるのは若い職員に企画をさせて、どんどんいろんなアイデアでやっていくというふうなのをしたほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 総務部長。

○総務部長（井上博之君） いろんなアイデアをいただいてありがとうございます。ホームページのアクセス数については、一応カウントとかつけてますけども、あるいは見やすいようには一応工夫して、それが見えてない、見れる方には変わらないというような判断だと思います。一応検討はしてるところです。

いろんなアイデアで、先ほど言いました朝倉市のPRはホームページじゃなくて、いろんなことでもしていきたいというふうには考えてますし、特にやっぱり言われるように、若い人たちの部分がそこに反映できるようにしたいというふうには思ってます。

○議長（手嶋源五君） 1 番鹿毛哲也議員。

○1 番（鹿毛哲也君） 先ほどから財政課長も言いましたように、これは多いにこしたことはないんですよ、多ければ。たった何十万円かとかではなくて、やはりどんどんふやしていきながら財源として充てていくというふうなことが必要だというふうに考えておりますので、ぜひもう少し、来年はもうちょっと行くように、頑張って知恵を絞っていただきたいというふうに思ってるところでございます。

それでは、次の質問に移らせていただきたいというふうに思います。

まず懲罰審議会でございますが、懲罰審議会が行われた時期、賞罰、ごめんなさい、賞罰です、失礼しました、賞罰委員会が行われた時期とか回数等の把握されておられました

らどのくらいなのか、お尋ねいたします。

それと賞と罰とどのくらいあるのか、の頻度で行われてるのかをお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 総務部長。

○総務部長（井上博之君） 賞罰審議会の開催状況です。23年度が2回、24年度が1回、25年度1回でございます。

賞のほうはございません。

○議長（手嶋源五君） 1番鹿毛哲也議員。

○1番（鹿毛哲也君） やはり私はあめとむちという言葉がありますが、罰ばかりが表に出てきて、賞のほう有余り重要視されていないような気がいたしますが、その賞罰審議会の中では、懲戒とかは指針がございますが、賞の指針はないというふうに聞いておりますけど、そのようなのを設けるべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 総務部長。

○総務部長（井上博之君） この賞罰審議の賞のほうは、要は職員のやる気とかいうよりも、善行、あるいは身体の部分について職務を遂行したとか、そういうものでありますので、職員のやる気とか、そういうものについてはまた別物だと思います。

審議会規程の第2条には、1項だけ、表彰に値するかどうか、その方法、程度、その他表彰事案に関することというのはいずれもなっております。ただし、規程はつくっておりますので、具体的に、今、おっしゃったようなことに対してのものはございませんし、もしつくったとしても、先ほども言いましたように、やる気じゃなくて、要するに何ですかね、例えばの例として、災害が発生したときに特に功労があった者とかですね、特にそういう特定してますので、言われることと少し違うんじゃないかと思えます。

○議長（手嶋源五君） 1番鹿毛哲也議員。

○1番（鹿毛哲也君） 違うと言われるとあれなんですけど、賞罰ですから、賞という言葉がある以上は、やはり賞のほうもやっていただいて、頑張ってる職員がいるわけですから、やはりそこは認めてやって、そして伸ばしてやることも必要かなというふうに私は思っております。

それで、例えば課長のほうからこの職員は非常に頑張ってるからという上申があったとしたら、その審議会にかけて、例えば昇格の資料にしたりとか、報酬アップの材料とするとか、何らかのやる気を持たせてもいいのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 総務部長。

○総務部長（井上博之君） これにかかわるということではないんですけども、実は平成25年度、23年からありますけども、職員の職員提案制度の表彰というのをやっております。23年度、共同も含めまして奨励賞2件、24年度、奨励5件、25年度は5件というふうに入っていますけども、中身は、要は職員研修も含めてなんですけども、職員提案制度のうちの政策提案とか、あるいはグループ、あるいは個人でもいいんですけども、市のために、組

織のために、こういうのをやったらいいんじゃないかと、要するに職員のモチベーションを上げると。

市民のために、済みません、市民のために、組織のために、市民のほうですけども、そういう切り口で、自由な発想で提案制度をやってみて、それに対して表彰して、済みません、職員の成果の発表大会をして、それで審査をして、その中から優秀な提案とか、すぐれた取り組み、アイデアに対して、今、言う、モチベーションアップするためにそういう賞をつくってやって取り組んでるところです。

実際、それでその提案の中から、実際の中で、事業の中で、あるいは組織の中で生きていくということもありますので、そのものでモチベーションアップ、やる気を上げるということは確かにあると思います。

○議長（手嶋源五君） 1 番鹿毛哲也議員。

○1 番（鹿毛哲也君） 提案制度は提案制度でいいんですが、例えば職員が人命救助をしましたと、人を助けたと。そのようなのに何か賞をあげるとか、そのようなのも含めて非常にすごい人命救助をしたりとか、警察とかに表彰されたりとか、その人格の部分は提案制度では出てこないんですよ、私は人格がいいから提案制度で表彰してくれと言っても、それは無理なことと思われませんが、人事評価システムが構築をしていくというふうなことも聞いておりますので、そのようなのとうまく連動させていって、何らかのことができないのかをお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 総務部長。

○総務部長（井上博之君） 人事評価は職員のモチベーション上げるちゅうのも1つですけども、職員みんなの、組織の中の職員をみんなで補完すると。例えばですよ、例えばの例にします、評価を4ランク分けて、AからB、C、Dにします。このDの評価をした職員をCにしようと、こういうのを含んでますので、その中で職員みんなで組織、ボトムアップですね、組織アップしようということがメインになりますので、ただ単に表彰だけの分ではありませんので、この部分は少し、また今、取り組んでますので、また後日、皆さん方にも中身についてお話ししていきたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 1 番鹿毛哲也議員。

○1 番（鹿毛哲也君） ぜひやはり職員がどんどんやる気を持って、改革も含めて、新しいことも含めてどんどんやっていけるような土壌づくりも必要だと思いますので、ぜひ今後も検討していただきたいというふうに思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（手嶋源五君） 1 番鹿毛哲也議員の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、8 日午前10時から行い、一般質問を続行いたします。

本日は、これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後 4 時14分散会